

秋田県災害廃棄物処理計画（令和7年3月改定版）の概要について

基本的事項

1 本計画の位置づけ及び計画策定の趣旨

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5による県廃棄物処理計画、災害対策基本法第40条による県地域防災計画及び国災害廃棄物対策指針等に基づき策定
- ◆災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に基づき県域を越えた連携体制を整理
- ◆災害廃棄物処理における県の基本方針及び県、市町村等の役割を整理

2 対象とする災害と災害廃棄物

- ◆県地域防災計画に定める地震、津波、豪雨等の自然災害において発生する災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生するごみ

3 災害廃棄物処理の基本方針

- ◆市町村や民間団体との協定を活用し、県内処理を優先
市町村や民間の廃棄物処理施設の被災状況を把握し、県内での処理を目指す。
- ◆最終処分量を減量化するため、循環資源を再資源化
搬入時から処理方法を考慮して分別し保管する。
- ◆災害廃棄物の適切な管理と生活環境の保全
保管に伴う発火やごみの散乱、悪臭の発生がないよう必要な措置を講ずる。

4 各主体の役割

- ◆県：市町村間の調整及び技術的支援、国・都道府県・民間団体への協力要請
- ◆市町村：災害廃棄物の処理、災害廃棄物処理計画を踏まえた処理体制の構築
- ◆民間団体：県の要請に対する協力

災害廃棄物処理における留意事項

秋田県の気象や行政課題を反映

①災害の頻発化・激甚化への対応

相互協力体制の強化 + 人材育成

②空き家・退蔵物対策

解体対策 + 住民への廃棄周知

③高齢者や障害者等への対応

災害ボランティア + 戸別回収

④観光客等への対応

関係部局と連携 + 施設管理者と調整

⑤降雪・低温対策

除雪スペース + 配管凍結対策等

過去の水害事例や被害想定を踏まえた対策

⑥水害対応

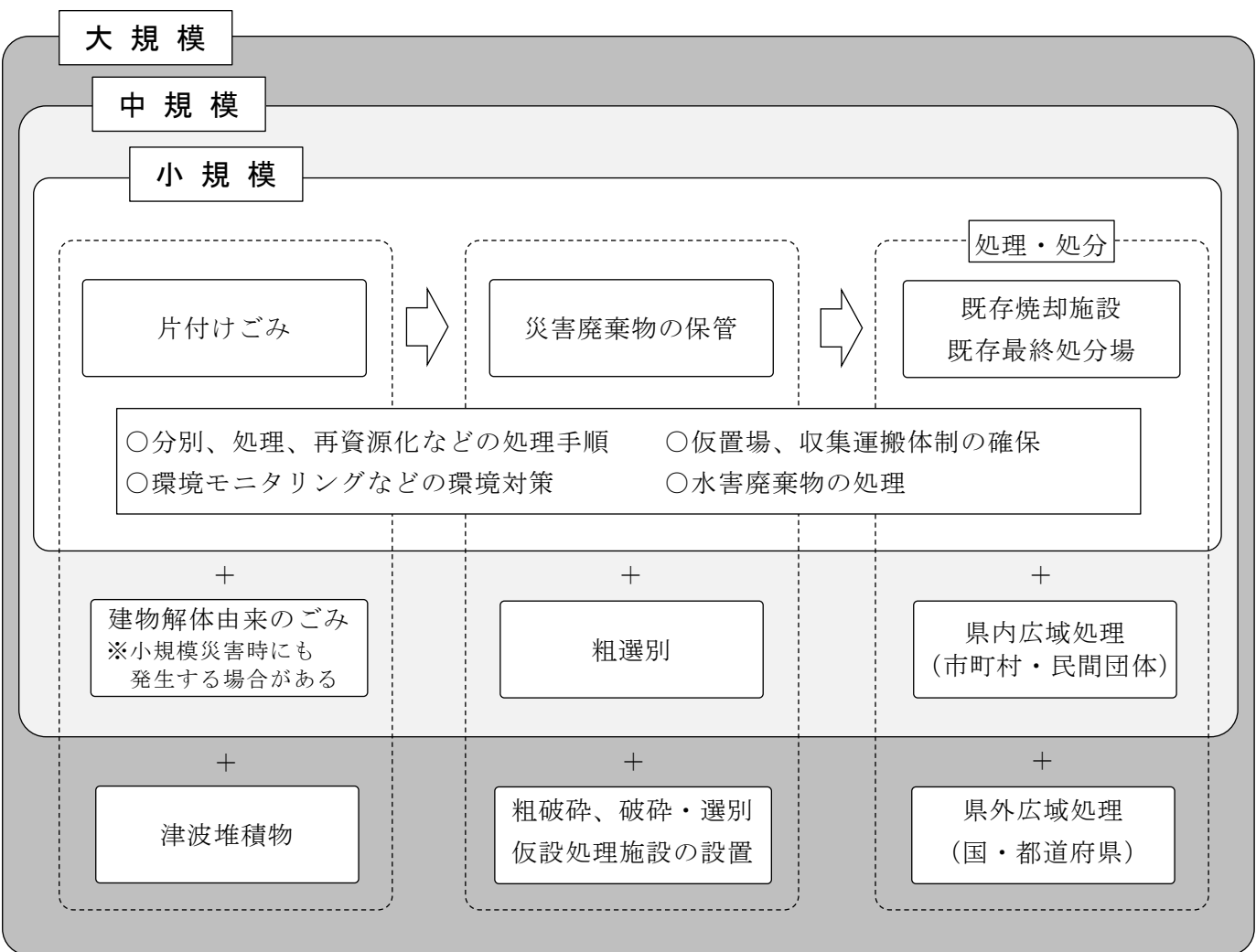
畳の処理困難性 ➡ 処理体制の構築

⑦木造住宅密集地域の対応

火災廃棄物の推計 ➡ 処理体制の構築

災害廃棄物処理対策

◆災害の規模別に必要となる対策等



◆災害廃棄物発生量の推計

⇒国災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物発生量の新たな推計

◆県外の広域処理調整

⇒東北ブロック行動計画の広域連携の考え方による県外自治体の調整

◆被災家屋等の解体・撤去及び補助金の交付

⇒国の最新のマニュアルや所有者不明建物管理制度を活用した対応

◆令和5年7月の豪雨災害における知見

⇒被災市町村の対応事例に基づき、仮置場の管理や収集運搬体制等について整理

計画の見直し

国の災害廃棄物対策の見直し、県及び市町村の現状並びに災害廃棄物処理に関する知見に基づき見直しを行う。